

新型コロナウイルス感染症に対する 主な支援策フローチャート 簡易版

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従業員の給与や家賃等の固定費、税や社会保険料の支払い等、心配は尽きません。現在、経済的影響を受ける事業者への支援策がさまざま講じられていますが、申請要件があり、どの制度が活用できるか疑問をお持ちではないでしょうか。主なものを紹介します。それぞれのQRコードから制度の詳細をご覧ください。

Case1

診療を休診、従業員を休業させている

従業員の一部または全員を休業させ、平均賃金の60%以上を休業手当として従業員に支払った

雇用調整助成金(特例措置)・緊急雇用安定助成金

窓 口：宮城労働局 (TEL022-299-8063) またはハローワーク
申請期限：4月1日から5月31日の休業は8月31日まで



小学校に通う子どもがいる従業員を休業させ、法定有給休暇とは別に特別休暇(賃金全額支給)を与えた

小学校休業等対応助成金

窓 口：学校等休業助成金・支援金
雇用調整助成金コールセンター (TEL0120-60-3999)
申請期限：9月30日まで



Case2

患者数が減少し、収入が減少している(休診などの原因も含む)

行政からの給付金を受けたい

売上高50%以上減少

持続化給付金

窓 口：持続化給付金事務局ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)
持続化給付金コールセンター (TEL0120-115-570)
申請サポート会場電話予約窓 口 (TEL0570-077-866) ※オペレーター対応
申請期限：2021年1月15日まで



融資などで取り急ぎ手元資金を確保したい

売上高5%以上減少

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資上限：中小事業3億円、国民事業6千万円
(一部は当初3年間基準金利▲0.9%)
資金用途：設備資金および運転資金
償還期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 (ともにうち据置期間5年以内)
窓 口：日本政策金融公庫 (TEL0120-154-505)



②新型コロナウイルス感染症特別貸付(危機対応業務)

融資上限：3億円以内 (一部は当初3年間基準金利▲0.9%)
資金用途：設備資金および運転資金
償還期間：設備資金20年、運転資金15年 (うち据置期間5年以内)
窓 口：商工中金 (TEL022-225-7411)



③マル経融資(小規模事業者経営改善資金)(新型コロナウイルス感染症関連)(拡充)

融資上限：1千万円 (特別利率Fから当初3年間基準金利▲0.9%)
資金用途：設備資金および運転資金
償還期間：設備資金10年以内 (うち据置期間4年以内)
運転資金7年以内 (うち据置期間3年以内)
窓 口：日本政策金融公庫 (TEL0120-154-505)



④小規模企業共済 特例緊急経営安定貸付

融資上限：2千万円まで (納付済掛金の7~9割)。無利子
借入期間：500万円以下4年、505万円以上6年 (据置1年)
窓 口：(独) 中小企業基盤整備機構 (TEL050-5541-7171)



⑤新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証5号)

融資上限：3千万円 (利率1.3%、保証協会保証料0.85%)
資金用途：運転資金および設備資金
償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内 (うち据置期間5年以内)
窓 口：県内各金融機関、県商工金融課 (TEL022-211-2744)



売上高15%以上減少

⑥新型コロナウイルス感染症対応資金(危機関連保証)

融資上限：3千万円 (利率1.3%、保証協会保証料0.85%)
資金用途：運転資金および設備資金
償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内 (うち据置期間5年以内)
窓 口：県内各金融機関、県商工金融課 (TEL022-211-2744)



売上高20%以上減少

⑦新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証4号)

融資上限：3千万円 (利率1.3%、保証協会保証料0.85%)
資金用途：運転資金および設備資金
償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内 (うち据置期間5年以内)
窓 口：県内各金融機関、県商工金融課 (TEL022-211-2744)



納税を猶予してほしい

売上高20%以上減少

所得税・消費税・法人税等の納税猶予

窓 口：確定申告を提出している管轄税務署

固定資産税・都市計画税(土地・事業用家屋)・償却資産税の納税猶予

窓 口：医院所在地の市町村固定資産税担当課
※別途、固定資産税・都市計画税の軽減・免除措置あり。その他、県税、国民年金・厚生年金保険料の猶予制度あり